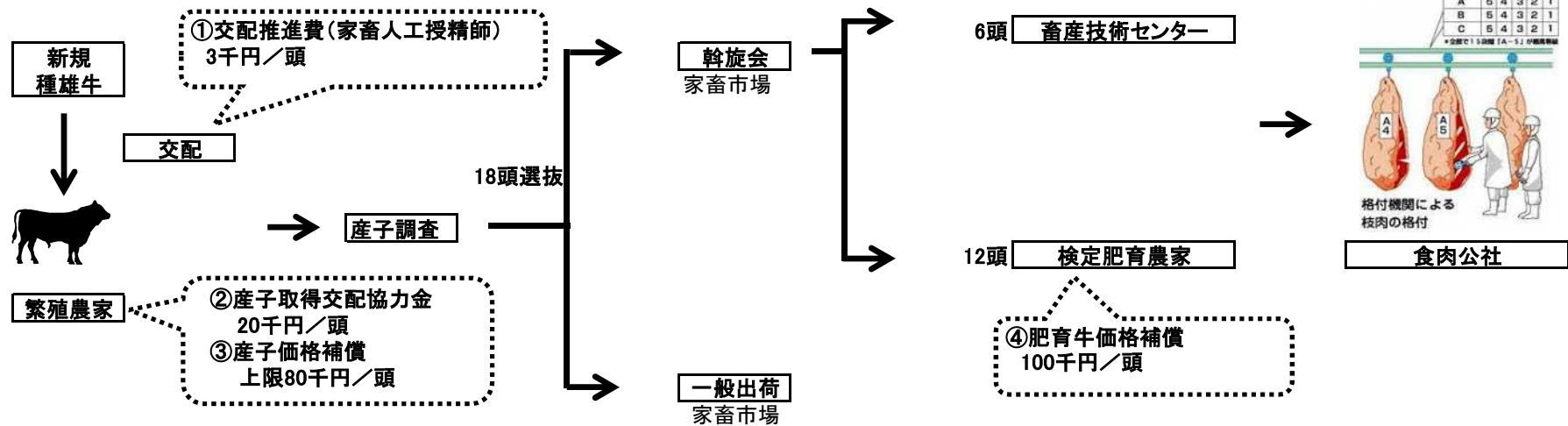


## とも補償制度の概要



### 【とも補償制度】

- ・新規種雄牛の能力評価を行うための「現場後代検定<sup>※</sup>」を円滑に実施するため、「県」と「生産者」との積立金により、価格補填を行う「とも補償制度」を設置
- ・新規種雄牛を交配して生産された子牛は、父牛(新規種雄牛)の能力や不良遺伝子等の有無がわからないので、交配が進みにくく、加えて生産された子牛や肥育牛の販売価格が安いことが多いため、価格補償が必要

#### ※現場後代検定

種雄牛の能力を評価するため、種雄牛を父とする子牛を生産、肥育し、出荷された枝肉成績(枝肉重量、脂肪交雑等)から父牛(種雄牛)の能力を評価  
種雄牛造成は、繁殖農家や肥育農家等の「現場」の協力を得ながら、後代(息子牛、娘牛)を活用して実施するため、「現場後代検定」と表す

### 【財源】

- ・県費および生産者積立金(県有種雄牛の精液1本あたり700円)

### 【補償内容】

	区分	内容	交付先	補償価格(1頭当たり)
①	交配推進費	家畜人工授精師が、新規種雄牛のプロフィールをやとも補償の仕組み等を繁殖農家に説明し、新規交配を行うための経費	家畜人工授精師	3千円(うち県2千円) ※要件に応じて加算 母牛の年齢9歳未満⇒1千円 母牛の脂肪交雑育種価⇒1/2以上:1千円、1/4以上:2千円 父牛・母方祖父の年齢合計40歳未満⇒2千円
②	産子取得交配協力金	新規種雄牛の交配に協力した謝礼 (受胎または異なる周期で2回新規交配)	繁殖農家	20千円(うち県15千円)
③	産子価格補償	生産された子牛の価格補償 (取引価格が市場平均価格から2万円を差し引いた金額に達しない場合、平均価格までの差額を補償。上限8万円/頭)		上限80千円
④	肥育牛価格補償	肥育牛の販売価格の補償、協力費、出荷調整費等	肥育農家	100千円(うち県50千円)